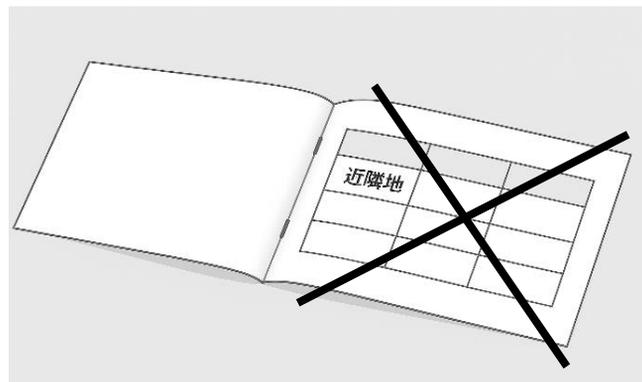


2026年4月1日から

近隣地証明書の交付を廃止します

本市では、これまで慣例的に非課税地等の評価額の登録がない固定資産税登録事項証明書に近隣地価格を添付し交付していましたが、**2026年4月1日から**交付を廃止することといたしました。



固定資産評価額の登録がない場合は、登録免許税算定用の価格を法務局が算定します。

今後、手続きについては物件所在地の管轄法務局へお問い合わせください。

物件所在地	管轄法務局	電話番号
東灘区	神戸地方法務局 東神戸出張所	078-451-7955
灘区・中央区・兵庫区	神戸地方法務局 不動産登記部門	078-392-1876
長田区・須磨区・垂水区	神戸地方法務局 須磨出張所	078-794-2045
北区	神戸地方法務局 北出張所	078-594-3351
西区	神戸地方法務局 明石支局	078-912-5511

<お問い合わせ先> 神戸市市税事務所 固定資産税担当
TEL : 0570-078401 MAIL : kotei_mado-kouhou@city.kobe.lg.jp

KOBE
CITY of DESIGN